

市立学校及び通学路における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）並びに通学路（小学校の校長が指定し、教育委員会が認定する道路等。以下同じ。）に設置し、又は市立学校及び通学路において運用する防犯カメラ等の設置及び運用に関し、船橋市防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成24年船橋市要綱）第14条及び第15条の規定により準用する同要綱第14条（第6号から第8号までを除く。）の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いに資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として市立学校及び通学路に継続的に設置する特定の個人を識別できる画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいう。
- (2) 防犯カメラ等 防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物をいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像（音声を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置又は外部記録媒体に記録された画像のデータをいう。
- (5) 再生画像 画像表示装置により表示された画像データをいう。

(教育委員会等の責務)

第3条 教育委員会は、市民等が承諾なしに、みだりにその容ぼう及び姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラ等の設置又は運用に関し、個人情報の保護に努めるものとする。

2 教育委員会は、画像及び再生画像並びに画像データ（以下「画像データ等」という。）から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じるものとする。

3 職員又は職員であった者は、画像データ等から知り得た内容をみだりに他人に知らせ、

又は不当な目的に利用してはならない。

(防犯カメラ等の設置)

第4条 教育委員会は、市立学校の利用者の事故防止及び犯罪の予防並びに市立学校及び通学路の適正な管理及び警備等守衛業務の補助として、防犯カメラ等を設置する。

2 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は別表第1に定めるとおりとする。

(防犯カメラ等管理者)

第5条 教育委員会は、画像データ等から知り得た内容の漏えい並びに画像データの毀損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のため、防犯カメラ等管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者が指名する者がその職務を代行する。

3 管理者は、防犯カメラ等が設置してある市立学校の校長及び通学路を所管する小学校の校長をもって充てる。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(防犯カメラ等取扱者)

第6条 管理者は、その業務を補助する防犯カメラ等取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。

2 取扱者は、防犯カメラ等の作動点検を随時行い、異常が認められた場合は遅滞なく管理者及び教育委員会に連絡しなければならない。

3 取扱者は、防犯カメラ等が設置してある市立学校及び通学路を所管する小学校の副校長又は教頭をもって充てる。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(防犯カメラの設置の表示)

第7条 教育委員会は、防犯カメラを設置している旨及び防犯カメラの設置者名又は管理者の職名を防犯カメラの設置場所又は撮影区域の見やすい場所に容易に視認できる方法により表示するものとする。

(画像表示装置及び画像記録装置の設置場所)

第8条 教育委員会は、防犯カメラに係る画像表示装置及び画像記録装置を施錠可能な室内等で職員以外の者が見通すことができない場所に設置する。

(画像データの管理)

第9条 画像データの管理は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 管理者及び取扱者以外の者は、防犯カメラ等の操作をしてはならない。
- (2) 管理者は、画像データを編集し、又は加工することなく、撮影時の状態のまま保管しなければならない。
- (3) 外部記憶媒体に係る画像データは、施錠可能な室内の施錠可能な保管庫内で保管しなければならない。この場合においては、管理者の許可なく、画像データを保管場所以外に持ち出してはならない。
- (4) 管理者、取扱者その他の職員は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視することができる。
- (5) 管理者及び取扱者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、再生画像を検索することができる。この場合において、管理者が特に必要があると認めるときは、管理者及び取扱者以外の職員並びに管理者が指定した者を立ち合わせるこ
と（再生画像の撮影を含む。）ができる。
- (6) 管理者は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合は、画像データの複製物を作成し、捜査機関に提供することができる。
- (7) 画像データは、前号に該当する場合その他防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、複製してはならない。
- (8) 画像データの保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間をいう。以下同じ。）は、14日以上30日以内とする。
- (9) 前号の規定にかかわらず、第5号の規定により再生画像を検索し、若しくは第6号の規定により画像データの複製物を提供し、又は次条第2項の規定により画像データを利用し、若しくは画像データの複製物を提供した場合は、当該検索し、提供し、又は利用した日から1年間、保管期間を延長するものとする。
- (10) 保管期間を経過した画像データは、速やかに、かつ、確実に消去するものとする。
- (11) 記憶媒体の劣化が認められた画像データ及び第6号又は次条第2項の規定により提供した後に返還された複製物である画像データは、速やかに、かつ、確実に消去し、及び記憶媒体の破砕、裁断等を行い、廃棄するものとする。

(画像データの利用及び提供の制限)

第10条 教育委員会は、法令に基づく場合を除き、防犯カメラ等の設置目的の範囲を超

えて画像データを教育委員会内部若しくは市の機関（市長、公営企業管理者、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。）相互において利用し、又は画像データの複製物を他の市の機関若しくは市の機関以外の者に対して提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置目的以外の目的のために画像データを自ら利用し、又は画像データの複製物を提供することができる。ただし、画像データ及び画像データの複製物を設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 教育委員会が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像データを内部で利用する場合であって、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に画像データの複製物を提供する場合において、画像データの複製物の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像データを利用し、かつ、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために画像データの複製物を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像データの複製物を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定により、画像データを利用し、又は画像データの複製物の提供を受けようとする者は、法令又は条例に定めがある場合を除き、市立学校及び通学路における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書（第1号様式）により教育委員会に申し込まなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、利用又は提供の承諾・不承諾を決定し、その旨を市立学校及び通学路における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供承諾・不承諾通知書（第2号様式）により、当該申込みをした者に通知するものとする。ただし、捜査機関から犯罪捜査の目的により、画像データ又は画像データの複製物の利用又は提供の要請を受けたときは、当該通知を省略することができる。

- 5 教育委員会は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、画像データを収集したときの取扱目的以外の目的のための利用を特定の部局に限ることができる。
- 6 教育委員会は、第2項の規定により画像データの複製物を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供先に対し、提供に係る画像データの利用目的又は利用方法の制限その他必要な制限を付するとともに、次に掲げる安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。ただし、官公署に提供する場合は、この限りでない。
 - (1) 画像データの漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止に関すること。
 - (2) 画像データの複製物の提供を受けた目的以外の利用及び提供の禁止に関すること。
 - (3) 画像データを無断で複写し、又は複製することの禁止に関すること。
 - (4) 画像データの搬送に関する事項
 - (5) 画像データの複製物の提供を受けた目的に係る業務（第8号において「業務」という。）終了後の画像データの複製物の取扱いに関すること。
 - (6) 画像データの取扱いに関し、従事者への周知に関すること。
 - (7) 画像データの取扱いに関し、責任者の設置に関すること。
 - (8) 業務の委託の禁止又は制限に関すること。
 - (9) 事故等の発生時における報告義務に関すること。
 - (10) 損害賠償に関すること。
 - (11) その他画像データの保護に関し必要な事項
(再生画像の検索等に伴う記録)

第11条 管理者は、再生画像の検索並びに画像データの複製、提供、目的外利用・提供、消去（教育委員会が特別の事情があると認めるときを除く。）及び廃棄に関する事項その他必要な事項を市立学校及び通学路における防犯カメラ等に係る画像データ管理簿（第3号様式）に記録しなければならない。

（苦情の処理）

第12条 管理者は、防犯カメラ等の設置又は運用に関する苦情があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（保安カメラの設置及び運用）

第13条 教育委員会は、第4条第1項に規定する目的のため、第2条第1号に規定する撮影装置であって、記録機能を備えていないもの（以下「保安カメラ」という。）を設置

する。

2 保安カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は別表第2に定めるとおりとする。

3 前各条の規定（第4条及び第9条（同条第1号及び第4号を除く。）から第11条までを除く。）は、保安カメラ及び保安カメラに係る画像表示装置その他附属物について準用する。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（船橋市立小学校通学路における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱の廃止）

2 船橋市立小学校通学路における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱（平成31年船橋市教育委員会要綱）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

学校名	設置場所	設置 台数	撮影範囲
船橋小学校	校門（東側）ポール	1台	校門（東側）
船橋小学校	校舎（西）北東側壁	1台	昇降口
船橋小学校	校舎（西）北西側側壁	1台	校門（西側）
船橋小学校	校舎（西）南側側壁	1台	食材搬入口
船橋小学校	校舎（東）南側側壁	1台	駐車場入口
湊町小学校	校門（北東側）前ポール	1台	校門（北東側）
湊町小学校	校門（東側）前ポール	1台	正面玄関
湊町小学校	体育館北東側壁	1台	プール北東側
湊町小学校	プール更衣室北側壁	1台	校舎脇北側
南本町小学校	体育館北側壁	1台	校門（北側）
南本町小学校	校舎北側壁	1台	校門（北西側）
南本町小学校	校舎南東側壁	1台	校門（南東側）
南本町小学校	校舎東側壁	1台	校舎脇西側
宮本小学校	校門（東側）前ポール	1台	校門（東側）
宮本小学校	職員玄関前側壁	1台	職員用玄関前
宮本小学校	校舎（南）南側壁	1台	校門（南側）
宮本小学校	校舎（南）南西側壁	1台	校門（南西側）
若松小学校	校舎中央北側壁	1台	職員用玄関
若松小学校	校舎中央北側壁	1台	校門（北側）
若松小学校	体育館北側壁	1台	校門（北西側）
若松小学校	校門（北東側）前ポール	1台	校門（北東側）
峰台小学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（東側）
峰台小学校	校舎南側壁	1台	校門（南側）
峰台小学校	校舎西側壁	1台	校舎南東側
峰台小学校	給食室棟北側壁	1台	校門（北側）
市場小学校	校門（北東側）前ポール	1台	校門（北東側）

市場小学校	職員用玄関前	1台	正面玄関前
市場小学校	給食棟北西側壁	1台	体育館東側通路
市場小学校	校門（南西側）前ポール	1台	校門（南西側）
海神小学校	校舎（西）南西側壁	1台	校門（西側）
海神小学校	北西側ポール	1台	校門（北西側）
海神小学校	校舎（西）北東側壁	1台	校門（北側）
海神小学校	校舎（南）南側面	1台	校門（南西側）
西海神小学校	飼育小屋北西側壁	1台	校門（北側）
西海神小学校	給食室南東側壁	1台	給食室玄関前
西海神小学校	中庭北東側壁	1台	中庭
西海神小学校	校舎北西側壁	1台	体育館への渡り廊下
西海神小学校	南東側ポール	1台	車両門
西海神小学校	校舎南西側壁	1台	駐車場
海神南小学校	校舎北東側壁	1台	校門（東側）
海神南小学校	校舎南西側壁	1台	校門（南側）
海神南小学校	校舎北西側壁	1台	北西側スロープ
海神南小学校	校舎北側壁	1台	校舎脇北側通路
葛飾小学校	校舎南東側壁	1台	校門（南東側）
葛飾小学校	校舎南東側壁	1台	校舎脇南側通路
葛飾小学校	校舎南西側壁	1台	校舎脇南西側
葛飾小学校	校舎北東側壁	1台	体育館脇北側
小栗原小学校	校舎東側壁	1台	校門（南東側）
小栗原小学校	体育館北側壁	1台	体育館脇東側
小栗原小学校	校舎北側壁	1台	校舎脇北東側
小栗原小学校	交通安全指導用信号機	1台	校門（北東側）
小栗原小学校	通学路（小栗原歩道橋）	1台	小栗原歩道橋
小栗原小学校	中央児童昇降口廊下壁	2台	中央児童昇降口
小栗原小学校	給食室南東側壁	1台	給食室、プール前通路
小栗原小学校	給食室南西側壁	1台	校庭北側

小栗原小学校	西児童昇降口廊下壁	1台	西昇降口
小栗原小学校	西児童昇降口外南側壁	1台	西児童昇降口外側
小栗原小学校	体育館北側側壁	1台	校庭遊具付近
小栗原小学校	体育館南側側壁	1台	校庭南側
八栄小学校	校舎（西）北側壁	1台	校門（北西側）
八栄小学校	校舎（中央）北西側壁	1台	北側通用門
八栄小学校	校舎（中央）北東側壁	1台	校門（北側）
八栄小学校	体育館北西側壁	1台	校門（西側）
夏見台小学校	校舎（北）西側壁	1台	校門（北西側）
夏見台小学校	体育館北側壁	1台	校門（北東側）
夏見台小学校	校舎（南）南西側壁	1台	正面玄関前
夏見台小学校	校舎（北）南西側壁	1台	校門（北西側）
高根小学校	池付近先方柱	1台	校門（東側）
高根小学校	校舎（南西）南側壁	1台	校門（南西側）
高根小学校	給食棟西側壁	1台	職員用玄関前
高根小学校	給食室棟北西側壁	1台	校門（北東側）
高根小学校	通学路（高根小228号柱 （船橋市高根町2928番 1号））	1台	通学路
高根小学校	通学路（高根小220号柱 （船橋市金杉9丁目27 番））	1台	通学路
高根東小学校	校門（北側）付近外灯	1台	校門（東側）
高根東小学校	校舎（北）北西側壁	1台	校舎（北）脇北側スロープ
高根東小学校	体育館南西側壁	1台	校門（南側）
高根東小学校	運動場北側ネットフェンス 用ポール	1台	校門（北側）
金杉小学校	給食室北側壁	1台	校門（東側）

金杉小学校	校舎（中央）東側壁	1台	校舎（中央）脇北側
金杉小学校	体育館東側壁	1台	体育館脇東側
金杉小学校	給食室（北東側）	1台	プール脇
三咲小学校	校舎（北西）北側壁	1台	校門（西側）
三咲小学校	校門（西側）前ポール	1台	校門（西側）
三咲小学校	校舎（南）南西側壁	1台	運動場
三咲小学校	校舎（南）北西側壁	1台	給食棟脇東側
三咲小学校	体育館南東側	1台	プール脇
二和小学校	校舎（中央）北西側壁	1台	校門（北西側）
二和小学校	運動場西側ネットフェンス 用ポール	1台	校門（北側）
二和小学校	校舎（北）南西側壁	1台	校門（南側）
二和小学校	校舎（中央）南西側壁	1台	校門（南西側）
八木が谷小学校	給食棟南西側壁	1台	校門（南西側）
八木が谷小学校	校門（北側）前ポール	1台	校門（北西側）
八木が谷小学校	校舎（南）南西側壁	1台	校門（南南西側）
八木が谷小学校	給食棟南西側壁	1台	校門（南側）
八木が谷北小学校	校舎（東）南西側壁	1台	校門（南西側）
八木が谷北小学校	プール付属室南東側壁	1台	校門（北側）
八木が谷北小学校	校舎（東）北西側壁	1台	校舎（東）脇北西側
八木が谷北小学校	体育館北東側壁	1台	校門（北東側）
咲が丘小学校	給食棟北東側壁	1台	校門（北東側）
咲が丘小学校	校舎（北）東側壁	1台	校門（東側）
咲が丘小学校	校舎（南）南東側壁	1台	校門（南側）
咲が丘小学校	校舎（北）北西側壁	1台	校門（北西側）
金杉台小学校	給食棟南西側壁	1台	校門（北東側）
金杉台小学校	校舎（北東）北東側壁	1台	北東通用門
金杉台小学校	校舎（南側）	1台	プール脇南西側
金杉台小学校	外便所南側壁	1台	校門（南西側）

法典小学校	運動場南側ネットフェンス 用ポール	1台	校門（南西側）
法典小学校	校舎（南）南側壁	1台	正面玄関前
法典小学校	校門（北東側）	1台	校門（北東側）
法典小学校	校舎（北側）	1台	校舎（北側）
丸山小学校	校舎（南）南西側壁	1台	校門（西側）
丸山小学校	給食室南東側壁	1台	給食室南東前
丸山小学校	運動場南東ネットフェンス 用ポール	1台	体育館脇南東側
丸山小学校	校舎（南）南西側壁	1台	校舎（南）脇南側
法典東小学校	校門（西側）前ポール	1台	校門（西側）
法典東小学校	給食棟北東側壁	1台	校門（北東側）
法典東小学校	校舎（南）南西側壁	1台	運動場
法典東小学校	運動場倉庫北西側壁	1台	校門（西側）
法典西小学校	校舎南側壁	1台	校門（南側）
法典西小学校	体育館南西側壁	1台	校門（南西側）
法典西小学校	体育館北側壁	1台	正面玄関前
法典西小学校	校舎（北）西側壁	1台	校門（北側）
塚田小学校	給食室西側壁	1台	校門（北東側）
塚田小学校	体育館東側壁	1台	校門（東側）
塚田小学校	校舎（東）昇降口外壁	1台	校舎（西）脇北側
塚田小学校	給食室北西側壁	1台	校門（北西側）
行田東小学校	体育館南西側壁	1台	校門（北側）
行田東小学校	給食棟西側壁	1台	校門（南側）
行田東小学校	プール北側ポール	1台	通用門（北西）
行田東小学校	給食棟北西側壁	1台	校舎脇西側
行田西小学校	校舎（東）北西側壁	1台	校門（北側）
行田西小学校	校舎（東）北東側壁	1台	校門（北東側）
行田西小学校	校舎（東）南東側壁	1台	校舎（東）脇南東側

行田西小学校	体育館南西側壁	1台	校門（南側）
前原小学校	校舎（北）北西側壁	1台	校門（北側）
前原小学校	校舎（北）北東側壁	1台	体育館脇南側
前原小学校	校舎（西）南東側壁	1台	校門（南東側）
前原小学校	校舎（西）北西側壁	1台	校門（北西側）
中野木小学校	体育館南側壁	1台	校門（南側）
中野木小学校	校舎（中央）北西側壁	1台	校門（北西側）
中野木小学校	校舎（東）北西側壁	1台	校門（北東側）
中野木小学校	校舎（西）南西側壁	1台	校門（東側）
二宮小学校	体育館北側壁	1台	校門（西側）
二宮小学校	校舎（東）東側壁	1台	校門（東側）
二宮小学校	校舎（西）南東側壁	1台	校舎（東）脇南側
二宮小学校	校舎（西）南西側壁	1台	校門（南側）
飯山満小学校	校舎（南東）南側壁	1台	校門（南東側）
飯山満小学校	体育館西側壁	1台	校門（西側）
飯山満小学校	給食室北西側壁	1台	校舎（中央）脇北側
飯山満小学校	体育館西側壁	1台	校門（西側）
飯山満南小学校	校舎北西側壁	1台	校門（西側）
飯山満南小学校	運動場南西側ポール	1台	校門（北西側）
飯山満南小学校	校舎（南）北西側壁	1台	校舎（西）脇北側
飯山満南小学校	体育館	1台	校門（南東側）
芝山東小学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北東側）
芝山東小学校	運動場南西ネットフェンス 用ポール	1台	校門（南西側）
芝山東小学校	給食棟南西側壁	1台	校舎（中央）脇北西側
芝山東小学校	校門（北側）前ポール	1台	校門（北側）
芝山西小学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北側）
芝山西小学校	体育館北西側壁	1台	校門（北東側）
芝山西小学校	校舎（東）南西側壁	1台	校舎（中央）脇南側

芝山西小学校	校舎（西）北西側壁	1台	北東通用門
七林小学校	校舎（東）南西側壁	1台	校門（西側）
七林小学校	校舎（西側）北側壁	1台	運動場南側
七林小学校	校門（南東側）前ポール	1台	校門（南東側）及び校門（東側）
七林小学校	校舎（東）北西側壁	1台	正面玄関前
薬田台小学校	校舎と体育館をつなぐ通路	1台	校門（東側）
薬田台小学校	校門（北西側）	1台	校門（北西側）
薬田台小学校	校舎（東側）	1台	正面玄関前
薬田台小学校	校門（西側）	1台	校門（西側）
薬田台南小学校	体育館北西側壁	1台	校門（北側）
薬田台南小学校	体育館北東側壁	1台	校門（北東側）
薬田台南小学校	校舎南東側壁	1台	校門（南東側）
薬田台南小学校	校舎北側壁	1台	正面玄関前
田喜野井小学校	校舎（東）南西側壁	1台	校門（南東側）
田喜野井小学校	体育館南西側壁	1台	校門（南側）
田喜野井小学校	校舎北西側壁	1台	校門（北東側）
田喜野井小学校	給食室東側壁	1台	校門（東側）
三山小学校	校舎（南）南東側壁	1台	校門（南東側）
三山小学校	校舎（西）南側壁	1台	校門（南西側）
三山小学校	給食棟北西側壁	1台	北西通用門
三山小学校	校舎（東）東側壁	1台	校門（北側）
三山東小学校	校舎南東側壁	1台	校門（南東側）
三山東小学校	校舎南西側壁	1台	校門（南西側）
三山東小学校	校舎西側壁	1台	校門（西側）
三山東小学校	体育館棟北西側	1台	校門（東側）
高根台第二小学校	給食室東壁	1台	校門（北側）
高根台第二小学校	校舎北東側壁	1台	校門（北東側）
高根台第二小学校	校舎南東側壁	1台	正面玄関前

高根台第二小学校	給食室北西側	1台	校門（北西側）
高根台第三小学校	校舎（北）南西側壁	1台	校門（西側）
高根台第三小学校	給食棟西側壁	1台	校門（北西側）
高根台第三小学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北東側）
高根台第三小学校	校舎（中央）北東側	1台	校舎（南）脇東側
高郷小学校	校舎（東）北東側壁	1台	校門（北東側）
高郷小学校	校舎（西）北東側壁	1台	校舎（北）脇南側
高郷小学校	体育館東側壁	1台	校門（東側）
高郷小学校	校舎（西）北東側壁	1台	校舎（北）脇南側
習志野台第一小学校	校門（北西）前ポール	1台	校門（北西側）
習志野台第一小学校	給食室北東側壁	1台	校門（北東）
習志野台第一小学校	昇降口柱	1台	運動場北西階段
習志野台第一小学校	校舎（南西）東側壁	1台	校門（南側）
習志野台第二小学校	電気配電盤フェンス北側	1台	校門（東側）
習志野台第二小学校	校舎（北）北西屋上側壁	1台	校門（北側）
習志野台第二小学校	校舎（北西）北側側壁	1台	校舎（南西）脇東側
習志野台第二小学校	給食室北西側	1台	校門（北東側）
古和釜小学校	昇降口東側壁	1台	昇降口脇南東側
古和釜小学校	校舎（西）南西側壁	1台	昇降口脇南西側
古和釜小学校	校舎（西）北東側壁	1台	校門（北西側）
古和釜小学校	校門（南東側）前ポール	1台	校門（南東）

坪井小学校	校舎（南）南東側壁	1台	校門（南東側）
坪井小学校	校門（北西側）前ポール	1台	校門（北西）
坪井小学校	給食棟北側壁	1台	校門（北西側）
坪井小学校	給食棟（南）側壁	1台	校門（南側）
大穴小学校	校舎（北西）北東側壁	1台	校門（北側）
大穴小学校	体育館南側壁	1台	校門（南側）
大穴小学校	校舎（南西）脇南ポール	1台	校舎（南西）脇東側
大穴小学校	校舎（北西）北西側壁	1台	校門（北側）
大穴北小学校	校舎（北）南側壁	1台	校門（北側）
大穴北小学校	校舎（北）南西側壁	1台	正面玄関前
大穴北小学校	校舎（南）東側壁	1台	校門（南）脇北側通路
大穴北小学校	校舎（北）北側壁	1台	運動場南側スロープ
豊富小学校	校舎東側壁	1台	校門（東側）
豊富小学校	校門（南側）前ポール	1台	校門（南側）
豊富小学校	給食棟西側壁	1台	校門（北西側）
豊富小学校	校舎北側壁	1台	校門（北側）
小室小学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北西側）
小室小学校	校舎（北）と校舎（南）の 2階通路側壁	1台	校門（北西側）前東側通路
小室小学校	校舎（北）南西側壁	1台	校門（南西側）
小室小学校	校舎（北）北西側壁	1台	校舎（北）脇北西側
塚田南小学校	校舎（東）ピロティ	1台	正門
塚田南小学校	校舎（北東）牛乳パン受入 室東側壁	1台	通用門（北東側）
塚田南小学校	校舎（北西）保健室北側壁	1台	駐車場
塚田南小学校	校舎（西）ピロティ	1台	昇降口前（西側）・校庭
塚田南小学校	校舎（南）石灰庫南側壁	1台	体育館南側通路
塚田南小学校	校舎（南東）通級教員室北 側壁	1台	放課後ルーム・通級通用門

船橋中学校	校門（西側）前ポール	1台	校門（西側）
船橋中学校	校舎（北東）南東側	1台	プール棟脇南側通路
船橋中学校	給食棟北側壁	1台	校門（東側）
船橋中学校	校舎（南）南側壁	1台	校門（南側）
湊中学校	校門（東側）前ポール	1台	校門（東側）
湊中学校	校舎（中央）前ポール	1台	正面玄関前
湊中学校	校舎（西）西側壁	1台	体育館脇南側
湊中学校	職員玄関北側壁	1台	職員玄関前
宮本中学校	校舎（南）北東側壁	1台	校門（北東側）
宮本中学校	校門（南東側）前ポール	1台	校門（南東側）
宮本中学校	体育館南西側壁	1台	校門（南西側）
宮本中学校	運動場北側ネットフェンス 用ポール	1台	校門（北側）
若松中学校	校舎（北）北側壁	1台	校門（北側）
若松中学校	校舎（北西）西側壁	1台	校門（北側）
若松中学校	体育館北東側壁	1台	校門（北西側）
若松中学校	プール東側フェンス	1台	校門（北西側）
海神中学校	体育館西側壁	1台	校門（北東側）
海神中学校	校門（南東側）前外灯のポ ール	1台	校門（南西側）
海神中学校	校舎（北東）南側壁	1台	南西側スロープ
海神中学校	校舎（北西）北側壁	1台	校門（北西側）
葛飾中学校	校門（南東側）	1台	特別教室棟脇西側
葛飾中学校	校舎（南側）	1台	運動場東側スロープ
葛飾中学校	校舎（北側）	1台	運動場東側スロープ
葛飾中学校	校舎（北側）	1台	ランチルーム脇西側
行田中学校	校舎（東）南東側壁	1台	校門（南側）
行田中学校	給食棟南西側壁	1台	校門（南西側）
行田中学校	給食棟北東側壁	1台	プール脇東側通路

行田中学校	体育館南西側壁	1台	体育館脇東側
法田中学校	昇降口北側壁	1台	校門（北東）
法田中学校	校舎（南東）東側壁	1台	校門（南側）
法田中学校	校舎（南東）南東側壁	1台	校門（北西側）
法田中学校	校舎（南西）南西側壁	1台	体育館脇北側
旭中学校	校舎（北）北西側壁	1台	校門（北西側）
旭中学校	体育館北東側壁	1台	校門（北東側）
旭中学校	プール棟南側壁	1台	東側通用門
旭中学校	プール棟西側壁	1台	校門（西側）
御滝中学校	運動場南側ネットフェンス 用ポール	1台	校門（南東側）
御滝中学校	校舎（南）南東側壁	1台	校門（東側）
御滝中学校	体育館北側壁	1台	校門（北東側）
御滝中学校	給食室南東側壁	1台	校舎（南）脇南側
御滝中学校	校舎（東）北東側壁 （旧金杉台中学校）	1台	北東スロープ前
御滝中学校	給食棟北西側壁 （旧金杉台中学校）	1台	校舎（東）脇東側
御滝中学校	プール棟南西側壁 （旧金杉台中学校）	1台	運動場南西側
御滝中学校	校舎（東）西側壁 （旧金杉台中学校）	1台	校舎（西）脇南
高根中学校	校舎（南）南側壁	1台	校門（東側）
高根中学校	校舎（西）南側壁	1台	校舎（北）脇北側
高根中学校	校舎（北）北側壁	1台	北西側スロープ
高根中学校	校舎（北）と校舎（南）を つなぐ通路東側壁	1台	給食棟脇南側
八木が谷中学校	石油倉庫南東側壁	1台	校門（東側）
八木が谷中学校	校舎（北西側）	1台	運動場

八木が谷中学校	校門（北側）	1台	校門（北東側）
八木が谷中学校	校舎（南東側）	1台	校門（南西側）
前原中学校	校舎（中央）と体育館をつ なぐ渡り廊下	1台	校門（北側）
前原中学校	校舎（中央）南東側壁	1台	プール脇東側
前原中学校	校舎（中央）吹き抜け上部 壁	1台	北通用門
前原中学校	校舎（北）北側壁	1台	校門（北東側）
二宮中学校	校舎（南）西側壁	1台	校門（東側）
二宮中学校	校舎（中央）と校舎（北） をつなぐ通路北側壁	1台	体育館脇北側
二宮中学校	給食施設棟南西側壁	1台	校門（北東側）
二宮中学校	校舎（南）北東側壁	1台	武道室脇北側
飯山満中学校	校舎（南）北東側壁	1台	校門（北東側）
飯山満中学校	校舎（北）北西側壁	1台	校舎（北）脇北側
飯山満中学校	体育館南東側壁	1台	校門（南東側）
飯山満中学校	給食棟南西側壁	1台	校門（西側）
芝山中学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北東側）
芝山中学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北東側）
芝山中学校	プール付属屋南西側壁	1台	校門（南西側）
芝山中学校	体育館南西側壁	1台	校門（南西側）
七林中学校	校舎（東）南側壁	1台	校門（南側）
七林中学校	体育館北東側壁	1台	校舎（中央）脇北側
七林中学校	校舎北側壁	1台	校門（北東側）
七林中学校	校舎（東）北東側壁	1台	プール棟脇南側
三田中学校	校舎（東）南東側壁	1台	校門（北東側）
三田中学校	校舎（中央）脇東側壁	1台	校舎（中央）脇東側
三田中学校	校舎（西）西側壁	1台	校門（西側）
三田中学校	校舎（中央）南西側壁	1台	校舎（中央）脇西側

三山中学校	体育館北側壁	1台	校門（西側）
三山中学校	校舎（南）北西側壁	1台	正面玄関前
三山中学校	校舎（北東）南東側壁	1台	校門（東側）
三山中学校	校舎（中央）南西側壁	1台	給食棟脇北側
高根台中学校	校舎（中央）北西側壁	1台	校門（北西側）
高根台中学校	プール棟北側壁	1台	校門（北西側）
高根台中学校	校舎（中央）南西側壁	1台	体育館脇北側通路
高根台中学校	体育館	1台	校門（北西側）
習志野台中学校	校舎（北）北東側壁	1台	校門（北）
習志野台中学校	体育館東側壁	1台	職員用玄関前
習志野台中学校	校舎（中央）南西側壁	1台	運動場南西側
習志野台中学校	給食室北西側壁	1台	校門（西側）
古和釜中学校	プール棟東側壁	1台	校門（南西側）
古和釜中学校	校舎（南）南西側壁	1台	校門（西側）
古和釜中学校	体育館北西側壁	1台	校門（北側）
古和釜中学校	校舎（北）南東側壁	1台	校舎（北）南東側
坪井中学校	校舎（西）北西側壁	1台	校門（南西側）
坪井中学校	校舎（北）北東側壁	1台	プール棟出入口
坪井中学校	プール棟北東側壁	1台	校門（北側）
坪井中学校	体育館西側壁	1台	渡り棟吹き抜け通路
大穴中学校	校舎（西）南側壁	1台	校門（南側）
大穴中学校	校舎（西）と体育館をつな ぐ渡り廊下南側壁	1台	体育館脇東側
大穴中学校	校舎（西）とプール棟をつ なぐ渡り廊下北側壁	1台	校門（北東側）
大穴中学校	校門（東側）	1台	校門（東側）
豊富中学校	校舎北側壁	1台	校門（北側）
豊富中学校	給食施設南側壁	1台	校門（東側）
豊富中学校	給食施設西側壁	1台	校舎脇南側

豊富中学校	校舎南側壁	1台	体育館北出入口
小室中学校	校舎（西）北西側壁	1台	校門（北西）
小室中学校	校舎（西）北東側壁	1台	体育館南側壁
小室中学校	校舎（東）脇東側	1台	中央教室棟東側
小室中学校	給食棟南東側壁	1台	校門（南側）
船橋特別支援学校	校舎（中央）北東側壁	1台	校門（北東側）
船橋特別支援学校	中学部校舎東側壁	1台	校門（南東側）
船橋特別支援学校	高等部校舎南西側壁	1台	プール脇南東側
船橋特別支援学校	高等部校舎北側壁	1台	高等部校舎脇北東側
船橋特別支援学校 高根台校舎	体育館北東側壁	1台	校門（東側）
船橋特別支援学校 高根台校舎	校舎（北）南側壁	1台	校舎（北）南西側壁
船橋特別支援学校 高根台校舎	支援センター（南）南側壁	1台	門（南側）
船橋特別支援学校 高根台校舎	校舎（北）北東側壁	1台	校門（西側）脇北東側
船橋特別支援学校 高根台校舎	駐車場側（南）ポール	1台	駐車場側門（南側）
船橋高等学校	校門（北側）前ポール	1台	校門（北側）
船橋高等学校	校舎（中央）吹き抜け側壁	1台	職員用玄関
船橋高等学校	校舎（東）南西側壁	1台	校門（南西側）
船橋高等学校	校門（西側）前ポール	1台	校門（北西側）
船橋高等学校	校舎（中央）	1台	校門（北側）

別表第2

学校名	設置場所	設置 台数	撮影範囲
習志野台第一小学校	校舎（北側）	1台	南側昇降口

習志野台第一小学 校	校舎（西側）	1 台	西校舎昇降口
習志野台第一小学 校	校舎（西側）	1 台	職員玄関
習志野台第一小学 校	中央通路	1 台	中央通路出入口
習志野台第一小学 校	中央通路	1 台	中央通路出入口
豊富小学校	校舎南側壁	1 台	職員用玄関

第1号様式

市立学校及び通学路における防犯カメラ等に係る画像データ利用・提供申込書

年 月 日

教育長 へ

住所又は居所 〒 -

(法人その他の団体にあつては
事務所又は事業所の所在地)

フリガナ
氏名

(法人その他の団体にあつては
名称及び代表者の氏名)

連絡先電話番号

法人その他の団体にあつて

は担当者氏名

市立学校及び通学路における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり画像データの利用・提供を申し込みます。

記

利用目的	
撮影場所	
検索画像データ	年 月 日 () 時 分頃から 年 月 日 () 時 分頃まで
記憶媒体	<input type="checkbox"/> 複製データ <input type="checkbox"/> その他
検索利用者 職・氏名	
保管責任者 職・氏名	
返却予定日	年 月 日 ()
特記事項	

第2号様式

市立学校及び通学路における防犯カメラ等に係る画像データ

利用・提供 承諾・不承諾通知書

第 _____ 号
年 月 日

_____ 様

船橋市教育委員会 教育長

_____年____月____日付で申込みのあった市立学校及び通学路における防犯カメラ等に係る画像データの利用・提供について、市立学校及び通学路における防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 利用・提供を承諾します。

返却期日	年 月 日 ()
利用・提供の条件	

- 2 利用・提供を承諾しません。

理由

--

